

第93回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2023年6月20日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時20分)

場所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
文京ガーデン ゲートタワー 22階
藤森工業株式会社 本社

議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役
1名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

| | |
|----------------------------|----|
| 目次 第93回定時株主総会招集ご通知… | 1 |
| 株主総会参考書類… | 6 |
| 事業報告… | 16 |
| 連結計算書類… | 37 |
| 計算書類… | 39 |
| 監査報告… | 41 |

株主総会にご出席されない場合

書面又はインターネット等による**議決権行使期限**
2023年6月19日（月曜日）午後5時15分まで

藤森工業株式会社

証券コード：7917

証券コード 7917
2023年6月5日

株主各位

(電子提供の開始日：2023年5月26日)

東京都文京区小石川一丁目1番1号

藤森工業株式会社

代表取締役社長 布山英士

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第93回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記のいずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.zacros.co.jp/gsm/2023-03/>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7917/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができます。

株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年6月19日（月曜日）午後5時15分までに議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月20日（火曜日）午前10時 （受付開始：午前9時20分） |
| 2. 場 所 | 東京都文京区小石川一丁目1番1号 文京ガーデン ゲートタワー 22階 藤森工業株式会社 本社 |
| 3. 目的事項 報告事項 | 1. 第93期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第93期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

剰余金処分の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使 のお取扱い

(1) インターネット等と書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正事項を掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》

アドレス <https://www.zacros.co.jp>



議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日時 2023年6月20日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分）

場所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
文京ガーデン ゲートタワー 22階
藤森工業株式会社 本社

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月19日（月曜日）午後5時15分到着分まで

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月19日（月曜日）午後5時15分送信完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット等の接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

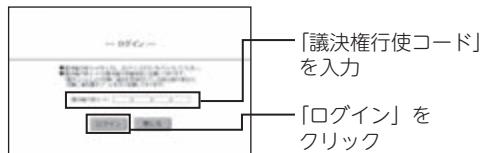
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

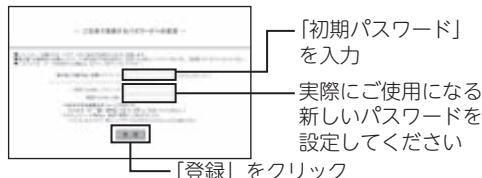
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会インターネット配信のお知らせ

ご来場なされない株主様が株主総会の模様をご視聴いただけるよう、事前登録制にて、インターネット等によるライブ配信を実施いたします。

＜インターネットライブ配信ご視聴申込みご案内＞

ライブ配信は、事前にお申込みいただいた株主様へご視聴方法をご案内いたします。

●配信日時： 2023年6月20日（火）午前10時から株主総会終了時刻まで

（開会前の午前9時30分から接続可能となり、午前9時55分から映像を配信する予定です）

●事前視聴申込登録サイトURL <https://forms.gle/tPdnEiBdC51QFarq6>

（当社お問合せページより、プライバシーポリシーを確認ご同意の上、ご登録をお願いいたします）



●お申込み期限： **6月12日(月)午後5時まで**

●視聴URLのご連絡： **6月15日(木)電子メールにて**

【インターネット配信ご参加にかかるご留意事項】

- ① ご視聴いただく株主様は、本株主総会当日のご質問、決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権を行使の上でご視聴をお願いいたします。
- ② ご視聴にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。
- ③ ID及びパスワードの第三者へのご提供は固くお断りいたします。
- ④ ご使用のインターネット等の接続環境及び回線の状況等により映像音声の不具合やご視聴いただけない場合がありますので予めご了承ください。
- ⑤ 出席株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

※本株主総会終了後に当社ホームページにて動画を掲載する予定です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置づけており、利益の配分については、業績の伸展状況に応じて配当性向・株主資本配当率等を勘案し、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、第93期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金として1株に42円をお支払しておりますので、年間配当金は84円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株 42円

配当総額 790,049,568円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月21日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社グループにおける地位及び担当 | 取締役会出席状況 |
|-------|---|-------------------------|---------------|
| 1 | <input type="checkbox"/> 再任 藤 森 明 彦 | 代表取締役会長 | 93%(14回/15回) |
| 2 | <input type="checkbox"/> 再任 藤 森 のぶ 彦 | 代表取締役副会長 | 100%(15回/15回) |
| 3 | <input type="checkbox"/> 再任 布 山 英 士 | 代表取締役社長 | 100%(15回/15回) |
| 4 | <input type="checkbox"/> 新任 しも だ たく 拓 | 専務執行役員 社長室長 | — |
| 5 | <input type="checkbox"/> 再任 さ とう みち ひこ 佐 藤 道 彦 | 取締役上席執行役員管理部門管掌 総務部長 | 100%(11回/11回) |
| 6 | <input type="checkbox"/> 新任 く さ のり ひろ 久 さ か 下 典 宏 | フジモリ産業(株) 専務取締役 | — |

候補者番号

1 ふじもり あきひこ
藤森 明彦

(1944年1月2日生)

再任



| |
|--------------|
| 所有する当社株式数 |
| 452,500株 |
| 取締役在任年数 |
| 37年 |
| 取締役会への出席状況 |
| 14/15回 (93%) |

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1969年 8月 当社入社
- 1977年 1月 フジモリ産業㈱代表取締役専務
- 1983年 6月 協和工業㈱代表取締役社長
- 1986年 6月 当社常務取締役企画本部長
- 1988年 6月 当社専務取締役営業本部長
- 1990年 6月 当社代表取締役専務
- 1991年 6月 当社代表取締役社長
- 1999年 1月 当社機能材料事業部長
- 2002年 4月 当社新規事業企画部長
- 2013年10月 当社代表取締役会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長等を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役会長就任以降も当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2 ふじもり のぶひこ
藤森 伸彦

(1959年7月31日生)

再任



| |
|---------------|
| 所有する当社株式数 |
| 533,200株 |
| 取締役在任年数 |
| 35年 |
| 取締役会への出席状況 |
| 15/15回 (100%) |

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1987年 1月 ニッカ㈱入社、取締役経営企画室長
- 1988年 6月 当社取締役
- 1989年 4月 ニッカ㈱常務取締役
- 1991年 3月 協和工業㈱代表取締役社長
- 1992年 4月 ニッカ㈱代表取締役社長
- 1994年 4月 フジモリプラケミカル㈱代表取締役社長
- 2002年 6月 フジモリプラケミカル㈱取締役会長
- 2002年 6月 当社代表取締役副社長海外担当
- 2003年 4月 当社国際部長
- 2013年10月 当社代表取締役海外部門管掌
- 2014年 6月 当社代表取締役副会長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の代表取締役副社長等を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、代表取締役副会長就任以降も当社グループの経営を牽引し当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

3 ふやま えいし
布山 英士

(1954年2月4日生)

再任



所有する当社株式数

15,002株

取締役在任年数

15年

取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月 当社入社
1998年 4月 当社機能材料事業部沼田事業所長
2003年 2月 当社研究所長
2003年 4月 当社執行役員研究所長
2005年 6月 まつやゼロファン(株)代表取締役社長
2007年 6月 当社執行役員ヘルスケアサプライ事業部長
2008年 4月 当社ライフサイエンス事業部長
2008年 6月 当社取締役
2009年 4月 当社ライフサイエンス事業本部長
2011年 6月 当社包装事業部長
2011年10月 当社常務取締役
2012年 6月 当社専務取締役
2013年10月 当社代表取締役社長（現任）
2022年12月 当社環境ソリューション事業本部長

■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社のウェルネス及び環境ソリューション事業部門をはじめ当社グループの発展に寄与し、代表取締役社長に就任以降も当社グループの経営を牽引し、当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4 しもだ たく
下田 拓

(1972年8月12日生)

新任



所有する当社株式数

9,100株

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2010年 8月 当社入社
2018年 8月 当社先端医療事業推進部事業企画部長
2019年 6月 当社執行役員先端医療事業推進部長
2021年 6月 当社取締役上席執行役員
2021年 10月 当社ウェルネス事業本部長
2022年 6月 当社専務執行役員（現任）
2023年 4月 当社社長室長（現任）

■取締役候補者とした理由

新規事業企画及び海外業務において豊富な経験を有するとともに、当社のウェルネス事業部門でグローバルベースでの先端医療事業拡大を通じた企業価値向上に卓越した指導力を発揮し、今後は経営企画をはじめとする経営全般にわたる更なる貢献が期待できることから、新任取締役候補者としたしました。

候補者番号

5 さとう みちひこ
佐藤 道彦

(1964年12月10日生)

再任



| |
|---------------|
| 所有する当社株式数 |
| 2,568株 |
| 取締役在任年数 |
| 1年 |
| 取締役会への出席状況 |
| 11/11回 (100%) |

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2015年 6月 ㈱みずほ銀行より出向
- 2016年 1月 当社粘着ソリューション事業部長代理
- 2016年 6月 当社入社、執行役員
- 2016年 8月 当社粘着ソリューション事業部長
- 2020年 10月 当社ディスプレイ部材事業部長
- 2021年 5月 当社総務部長（現任）
- 2021年 6月 当社上席執行役員管理部門管掌
- 2022年 6月 当社取締役上席執行役員管理部門管掌（現任）

■取締役候補者とした理由

金融業務及び人事総務業務に豊富な経験を有するとともに、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており当社の企業価値の向上に尽力していることから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

6 くさか のりひろ
久下 典宏

(1982年6月2日生)

新任



| |
|------------|
| 所有する当社株式数 |
| 1,248株 |
| 取締役在任年数 |
| — |
| 取締役会への出席状況 |
| — |

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2016年 10月 フジモリ産業㈱入社
- 2019年 4月 同社化成部品事業部長代行
- 2019年 6月 同社取締役
- 2021年 6月 同社専務取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

建築業界での豊富な経験を有するとともに、当社グループのフジモリ産業㈱専務取締役として同社の経営を牽引し当社の連結業績に貢献していることから、更にグループ全体への貢献を期待し、新任取締役候補者としたしました。なお、同氏は本年6月7日付でフジモリ産業㈱代表取締役社長に就任の予定です。

- (注) 1. 久下典宏氏は、当社子会社であるフジモリ産業㈱の専務取締役を兼務し、当社は同社との間に、製品販売等の取引関係があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険の被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険の被保険者となります。本保険契約は2023年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小林英三氏から、本総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

選任されました監査等委員である取締役の任期は、定款第20条第3項の規定により、退任される監査等委員である取締役の任期の満了する時まで、すなわち、2022年6月17日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たけうち さとこ
竹内 さとこ (1975年3月17日生)

新任



所有する当社株式数

0株

監査等委員である社外取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1997年 4月 (株)フォアサイト・アンド・カンパニー入社
- 2006年 5月 (株)ディー・エヌ・エー入社
- 2007年 12月 (株)フォアサイト・アンド・カンパニー入社
- 2016年 4月 ビジネス・ブレイクスルー大学専任講師
- 2017年 4月 (株)フォアサイト・アンド・カンパニー取締役（現任）
- 2017年 10月 (一社) 問題解決力検定協会理事（現任）
- 2022年 10月 ビジネス・ブレイクスルー大学准教授（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

経営コンサルタントとして事業戦略及び人材育成などに長年の経験と高度な専門的知識を有し、その豊富な知識と経験を当社の経営及び監査等に活かしていただけると期待したためであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内さと子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任する前提で、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 竹内さと子氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする候補者については、候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険の被保険者となります。本保険契約は2023年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

【スキル・マトリックス】

| 氏名 | 企業経営 | 製造・開発 | 営業・マーケティング | 財務・会計・法務 | 環境・ESG | 国際性・多様性 |
|--------|------|-------|------------|----------|--------|---------|
| 藤森 明彦 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 藤森 伸彦 | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 布山 英士 | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 下田 拓 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 佐藤 道彦 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久下 典宏 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 坂井 学 | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 張 秋華 | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 竹内 さと子 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

※各取締役及び取締役候補者の専門性や経験のうち、当社として特に重要と認識する4項目につき記載

以 上

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月18日開催の第91回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました田中東陽氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たなか とうよう
田中 東陽

(1971年1月12日生)



■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2003年10月 弁護士登録 曙綜合法律事務所 入所
- 2007年7月 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授（刑事系科目）
- 2011年1月 司法委員（東京簡易裁判所）
- 2011年10月 民事調停官（東京簡易裁判所）
- 2016年6月 日本電業工作(株)監査役（現任）
- 2017年9月 大洋綜合法律事務所 入所（現任）
- 2020年4月 家事調停委員（東京家庭裁判所）（現任）

■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の経営及び監査等に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役として、取締役の職務の執行の監督及び監査に十分な役割を果たすことが期待できることから、補欠の監査等委員である取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式数

0株

監査等委員である社外取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中東陽氏は、補欠の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏が今後監査等委員である社外取締役に就任した場合には独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 田中東陽氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする候補者については、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となります。本保険契約は2023年10月に更新をする予定です。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含む）

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

④役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、原材料・エネルギー価格をはじめとした物価上昇やウクライナ情勢の長期化、金融市場・為替動向の大幅な変動などによる景気下押しの圧力が強まりました。

このような環境の下、情報電子事業では主力のプロテクトフィルムにおいて、業界の生産調整の影響を大きく受けて前年同期比で減収となったものの、ウェルネス事業、環境ソリューション事業、建築・土木資材事業では増収を確保し、当社グループの売上は前年同期比で増収となりました。

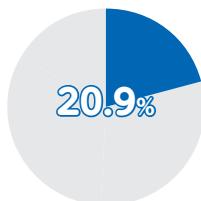
損益面では、情報電子事業の減収影響や、原材料、エネルギーコスト増加の影響を大きく受けました。コスト増加に対しては生産効率の向上や価格転嫁を推進しておりますが、収益改善のタイムラグ並びに研究開発費や戦略費をはじめとする固定費が増加したことなどから、前年同期比で大幅な減益となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,293億64百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益58億82百万円（前年同期比43.1%減）、経常利益68億28百万円（前年同期比38.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益48億54百万円（前年同期比36.9%減）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

(ウェルネス事業)

売上高構成比



業績推移

(単位：百万円)



医薬医療用包装材において海外子会社が売上を大きく伸ばし、バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ及び関連製品でも増収となりました。また、医療機器及び体外診断薬関連製品において、開発先行費用投入を進めております。

この結果、売上高は270億58百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益は13億12百万円（前年同期比37.7%減）となりました。

(環境ソリューション事業)

売上高構成比



業績推移

(単位：百万円)

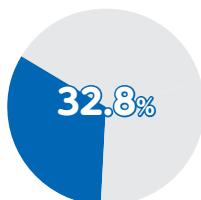


液体容器では海外子会社を中心に売上を着実に伸ばし、食品用包装材、生活用品向包装材でも前年を上回る売上を確保しました。一方、原材料やエネルギーコスト高騰の影響を大きく受けました。

この結果、売上高は387億61百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益7億98百万円（前年同期比55.3%減）となりました。

(情報電子事業)

売上高構成比



業績推移

(単位：百万円)

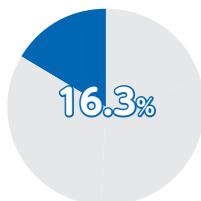


電子部材関連他については、第3四半期連結累計期間までは堅調に推移したものの、第4四半期連結会計期間に半導体市場の急激な冷え込みに見舞われた影響を大きく受け、減収となりました。ディスプレイ関連については、足許の需要は持ち直しつつあるものの、第2四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間にかけて、パネル業界の生産調整の影響を受けたために主力のプロテクトフィルムは大幅に減収となりました。加えて、原材料やエネルギーコスト高騰の影響を大きく受けました。

この結果、売上高は424億89百万円（前年同期比12.5%減）、営業利益12億38百万円（前年同期比73.0%減）となりました。

(建築・土木資材事業)

売上高構成比



業績推移

(単位：百万円)



土木資材関連については、トンネル用資材の売上が減少しました。建築資材関連においては、集合住宅向けポイドスラブ（床構造部材）の売上は前年を下回りましたが、煙突工事並びに空調用配管の売上は好調に推移したことから増収増益となりました。

この結果、売上高は210億54百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益25億32百万円（前年同期比35.9%増）となりました。

事業分野別売上高の推移

| | 第92期 (前連結会計年度) (2021年度) | | 第93期 (当連結会計年度) (2022年度) | | |
|-------------|-------------------------------|------------|-------------------------------|------------|------------|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 前年比 (%) |
| ウェルネス事業 | 23,992 | 18.8 | 27,058 | 20.9 | 12.8 |
| 環境ソリューション事業 | 35,197 | 27.5 | 38,761 | 30.0 | 10.1 |
| 情報電子事業 | 48,570 | 38.0 | 42,489 | 32.8 | △12.5 |
| 建築・土木資材事業 | 20,058 | 15.7 | 21,054 | 16.3 | 5.0 |
| 合計 | 127,819 | 100.0 | 129,364 | 100.0 | 1.2 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

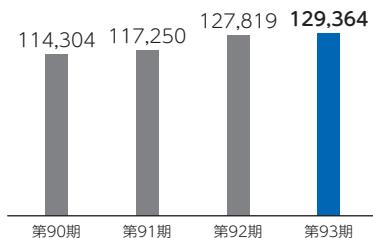
当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は、50億83百万円であり、その主な内容は当社における機械装置を中心とした投資です。

③ 資金調達の状況

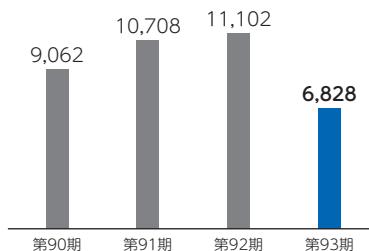
当連結会計年度における資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

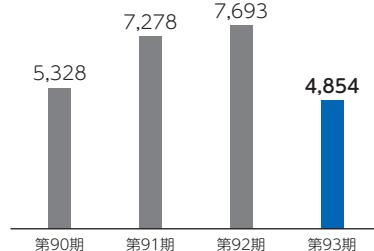
■ 売上高 (単位：百万円)



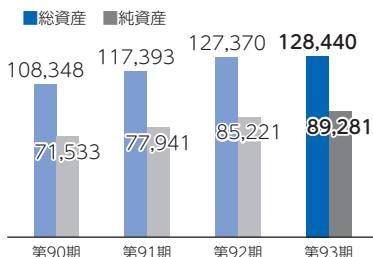
■ 経常利益 (単位：百万円)



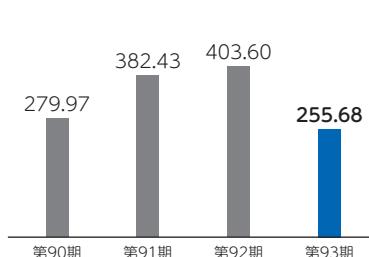
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



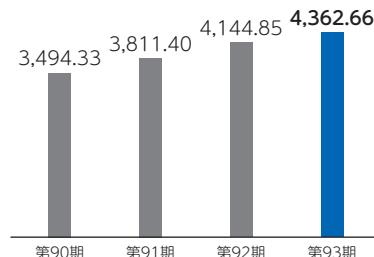
■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



| 項目 | 期 | | | |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| | 第 90 期 (2019年度) | 第 91 期 (2020年度) | 第 92 期 (2021年度) | 第 93 期 (当連結会計年度) (2022年度) |
| 売上高 (百万円) | 114,304 | 117,250 | 127,819 | 129,364 |
| 経常利益 (百万円) | 9,062 | 10,708 | 11,102 | 6,828 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 5,328 | 7,278 | 7,693 | 4,854 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 279.97 | 382.43 | 403.60 | 255.68 |
| 総資産 (百万円) | 108,348 | 117,393 | 127,370 | 128,440 |
| 純資産 (百万円) | 71,533 | 77,941 | 85,221 | 89,281 |
| 1株当たり純資産額(円) | 3,494.33 | 3,811.40 | 4,144.85 | 4,362.66 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|--------------|----------|-----------------------|
| フジモリ産業株式会社 | 303百万円 | 82.3% | 建材・土木用材の製造、販売及び化成品の販売 |
| フジモリプラケミカル株式会社 | 186百万円 | 100.0% | グラビア印刷及び軟包装材の製造、販売 |
| まつやセロファン株式会社 | 40百万円 | 100.0% | 軟包装材の製造、販売 |
| ZACROS (THAILAND) CO.,LTD. | 28百万バーツ | 95.0% | 軟包装材の製造、販売 |
| ZACROS AMERICA, Inc. | 70百万USドル | 100.0% | 軟包装材の製造、販売 |
| 台湾賽諾世股份有限公司 | 1,058百万台湾ドル | 90.6% | 精密塗加工製品の製造、販売 |
| PT Kingsford Holdings | 571,104百万IDR | 60.0% | 株式保有 |
| ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD. | 6百万HKD | 100.0% | 軟包装材及び精密塗加工製品の販売 |

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、日本における既存産業の成熟、グローバル市場における競争激化、超スマート社会の実現に向けたICT（IoT、AI、ロボティクスなど）やバイオサイエンスを軸とした科学技術の加速度的な進化、シェアリングサービスやリユース・リサイクルによるサーキュラーエコノミー（循環型経済）への流れ、更に各産業におけるSDGsへの取組などにより、あらゆる分野で、産業パラダイムの転換期にあると認識しております。

また原油価格の高騰に伴う原材料価格やエネルギーコストの上昇への対応も必要な状況です。

このような経営環境認識のもと、当社では顧客の様々なニーズや期待に「応える」ことによる事業拡大はもちろんのこと、転換期を俯瞰的に見通して、先行的な投資により、期待やニーズを「超える」価値を創り上げて、能動的に提案していくことが重要であると考えております。

事業セグメントごとの事業戦略上の実行における重要な課題は以下のとおりです。
なお、原材料価格などのコスト上昇に対しては、事業セグメント共通して、原価低減や売
価への転嫁などの施策を行い、その影響の低減を図っております。

（ウェルネス事業）

医療現場を支える医薬品の安定供給、患者のQOLを向上させるデバイスやシステムの開
発に取り組みます。

- ・ バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ及び関連製品BioPhaS®（バイファス）の増産体制の構築
- ・ 液体医薬包装MediTect®（メディテクト）の海外事業展開
- ・ 血栓症や出血リスクの低減を図る医療機器の事業化の推進
- ・ 細胞の大量培養プロセス技術の再生医療・遺伝子治療分野への用途展開及び事業化の推進

（環境ソリューション事業）

今後ますます需要が高まる環境配慮製品の開発に加え、多様化が進む生活スタイル・消費
活動の変化に適した資源循環システムの構築にも取り組みます。

- ・ 環境配慮パッケージのラインナップ拡充
- ・ リサイクル時の環境負荷低減を実現するPEモノマテリアル軟包材の開発・拡販
- ・ 外部の団体、パートナー企業と協働したリサイクルシステムの構築

（情報電子事業）

高速大容量の通信インフラ整備への対応、通信データ容量及び速度の飛躍的向上のための
キーマテリアルの開発と生産強化に注力します。

- ・ パソコン及びサーバー向け情報記録用材の増産体制の強化
- ・ 5G配線基板の性能向上を実現する部材の開発
- ・ 次世代電池部材の開発
- ・ 粘着剥離技術を活用した部材開発と高効率生産

（建築・土木資材事業）

インフラの老朽化や異常気象による災害増加が予測される一方、建設業界は慢性的な人手
不足です。モノ（製品）だけでなく、サービス（ICT、構造計算、調査等）を付加価値と
して提案し、業界全体の生産性向上・働き方改革に向けた取り組みに注力します。

- ・ 省力化、スキルレスに寄与するソリューション開発
- ・ 施工現場をスマート化するシステム開発
- ・ 東西の2国内生産拠点による安定した供給体制の確立とサービスレベルの向上

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

| 事業分野 | 主要製品 |
|-----------|--|
| ウェルネス | 医薬・医療用包装材、バイオ医薬品等製造用シングルユースバッグ及び関連製品、医療機器及び体外診断薬関連製品 |
| 環境ソリューション | 生活用品向包装材（粧業包装/つめかえパウチ）、食品用包装材、プラスチック製液体容器（バッグインボックス等） |
| 情報電子 | プロテクトフィルム（偏光板用プロテクト等）、情報記録用材（層間絶縁フィルム等）、剥離フィルム、その他情報関連機器用材 |
| 建築・土木資材 | ビル用煙突、ボイドスラブ、空調用配管、トンネル用資材 |

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社の本社、支店、研究所

| 事業所名 | 所在地 |
|-------|--------|
| 本社 | 東京都文京区 |
| 大阪支店 | 大阪市中央区 |
| 九州営業所 | 福岡市中央区 |
| 研究所 | 横浜市金沢区 |

② 当社の工場

| 事業所名 | 所在地 |
|-------|-----------|
| 横浜事業所 | 横浜市金沢区 |
| 静岡事業所 | 静岡県沼津市 |
| 掛川事業所 | 静岡県掛川市 |
| 名張事業所 | 三重県名張市 |
| 三重事業所 | 三重県名張市 |
| 沼田事業所 | 群馬県沼田市 |
| 昭和事業所 | 群馬県利根郡昭和村 |

③ 主要な子会社の事業所

| 会社名 | 事業所名 | 所在地 |
|-----------------------------|----------|---------|
| フジモリ産業(株) | 本社 | 東京都新宿区 |
| フジモリ産業(株) | 関東工場 | 茨城県石岡市 |
| フジモリ産業(株) | 関西工場 | 奈良県五條市 |
| フジモリプラケミカル(株) | 本社・春日井工場 | 愛知県春日井市 |
| フジモリプラケミカル(株) | 静岡工場 | 静岡県静岡市 |
| まつやゼロファン(株) | 本社・工場 | 広島県東広島市 |
| ZACROS(THAILAND)CO.,LTD. | 本社・工場 | タイ国 |
| ZACROS AMERICA,Inc. | 本社・工場 | 米国 |
| 台湾賽諾世股份有限公司 | 本社・工場 | 台湾 |
| PT Kingsford Holdings | 本社 | インドネシア国 |
| ZACROS (HONG KONG) CO.,LTD. | 本社 | 中国 |

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|---------------|-------------|
| ウェルネス事業 | 874 (199) 名 | 14名増 |
| 環境ソリューション事業 | 629 (139) 名 | 19名減 |
| 情報電子事業 | 551 (45) 名 | 3名増 |
| 建築・土木資材事業 | 155 (24) 名 | 5名増 |
| 全社 | 376 (88) 名 | 22名増 |
| 合計 | 2,585 (495) 名 | 25名増 |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,159名 | 30名増 | 41.0歳 | 15.9年 |

(注) 従業員数にはパート及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,205百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 282百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 200百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 45,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,267,760株
(自己株式 457,056株を含む)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 3,821名
- ⑤ 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,766千株 | 14.7% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 836千株 | 4.4% |
| 有 限 会 社 キ ャ ド | 724千株 | 3.9% |
| 有限会社エッチエヌカンパニー | 718千株 | 3.8% |
| BNP PARIBAS LUXEMBOURG /2S/ JASDEC/ FIM/ LUXEMBO URG FUNDS/ UCITS ASSETS | 710千株 | 3.8% |
| 藤 森 美 佐 子 | 578千株 | 3.1% |
| 藤 森 伸 彦 | 533千株 | 2.8% |
| 藤 森 雅 彦 | 514千株 | 2.7% |
| 藤 森 行 彦 | 508千株 | 2.7% |
| 片 岡 千 弥 子 | 480千株 | 2.6% |

(注) 持株比率は自己株式（457,056株）を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 役 員 区 分 | 株 式 数 | 交 付 対 象 者 数 |
|-----------------------|---------|-------------|
| 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く） | 13,600株 | 5名 |
| 監査等委員でない社外取締役 | 0株 | 0名 |
| 監査等委員である取締役（社外取締役を含む） | 0株 | 0名 |

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 発行決議日 | | 2010年7月13日 | 2011年7月12日 |
| 新株予約権の数 | | 429個 | 456個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 42,900株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 45,600株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払込みは要しない | 新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 2010年7月31日から 2040年7月30日まで | 2011年7月30日から 2041年7月29日まで |
| 行使の条件 | | (注) 1 | (注) 2 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 | 新株予約権の数 |
| | | 248個 | 264個 |
| | | 目的となる株式数 | 目的となる株式数 |
| | | 24,800株 | 26,400株 |
| | | 保有者数 | 保有者数 |
| | | 3人 | 3人 |

| | | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 発行決議日 | | 2012年7月11日 | 2013年7月11日 |
| 新株予約権の数 | | 320個 | 145個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 14,500株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払込みは要しない | 新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 2012年8月1日から 2042年7月31日まで | 2013年8月1日から 2043年7月31日まで |
| 行使の条件 | | (注) 3 | (注) 4 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 | 新株予約権の数 |
| | | 230個 | 104個 |
| | | 目的となる株式数 | 目的となる株式数 |
| | | 23,000株 | 10,400株 |
| | | 保有者数 | 保有者数 |
| | | 3人 | 3人 |

| | | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 発行決議日 | | 2014年7月10日 | 2015年7月9日 |
| 新株予約権の数 | | 181個 | 163個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 18,100株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 16,300株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払込みは要しない | 新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 2014年8月1日から 2044年7月31日まで | 2015年8月1日から 2045年7月31日まで |
| 行使の条件 | | (注) 5 | (注) 6 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 | 135個 |
| | | 目的となる株式数 | 13,500株 |
| | | 保有者数 | 4人 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 | 121個 |
| | | 目的となる株式数 | 12,100株 |
| | | 保有者数 | 4人 |

| | | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 発行決議日 | | 2016年7月12日 | 2017年7月12日 |
| 新株予約権の数 | | 333個 | 198個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 33,300株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 19,800個 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払込みは要しない | 新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 2016年7月30日から 2046年7月29日まで | 2017年8月1日から 2047年7月31日まで |
| 行使の条件 | | (注) 7 | (注) 8 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 | 247個 |
| | | 目的となる株式数 | 24,700株 |
| | | 保有者数 | 4人 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 | 135個 |
| | | 目的となる株式数 | 13,500株 |
| | | 保有者数 | 4人 |

| | | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|--|--|
| 発行決議日 | | 2018年7月12日 | 2019年7月11日 |
| 新株予約権の数 | | 185個 | 219個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 18,500株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 21,900株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払込みは要しない | 新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 2018年8月1日から 2048年7月31日まで | 2019年8月1日から 2049年7月31日まで |
| 行使の条件 | | (注) 9 | (注) 10 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 4人 | 新株予約権の数 144個 目的となる株式数 14,400株 保有者数 4人 |

| | | 第11回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|--|
| 発行決議日 | | 2020年7月14日 |
| 新株予約権の数 | | 176個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 17,600株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 2020年8月1日から 2050年7月31日まで |
| 行使の条件 | | (注) 11 |
| 役員の 保有状況 | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 116個 目的となる株式数 11,600株 保有者数 4人 |

- (注) 1. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2039年7月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2039年7月31日から2040年7月30日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
2. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2040年7月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2040年7月30日から2041年7月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
3. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2041年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2041年8月1日から2042年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
4. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2042年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2042年8月1日から2043年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
5. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2043年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2043年8月1日から2044年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。
6. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2044年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかつ
た場合には、2044年8月1日から2045年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行
使することができる。
ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使することはできない。

7. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2045年7月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2045年7月30日から2046年7月29日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使用することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使用することはできない。
8. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2046年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2046年8月1日から2047年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使用することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使用することはできない。
9. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2047年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2047年8月1日から2048年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使用することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使用することはできない。
10. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2048年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年8月1日から2049年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使用することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使用することはできない。
11. イ. 当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限る。
 - ロ. 上記イに拘わらず、新株予約権者が2049年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2049年8月1日から2050年7月31日までの期間に新株予約権を行使できる。
 - ハ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定める行使条件に従い相続人がこれを行使用することができる。
 - ニ. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、これを行使用することはできない。

なお、いずれの新株予約権についても、社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------|---------|---------------------|
| 代表取締役会長 | 藤 森 明 彦 | |
| 代表取締役副会長 | 藤 森 伸 彦 | |
| 代表取締役社長 | 布 山 英 士 | |
| 取締役常務執行役員 | 嵯 峨 裕 | 社長室長 |
| 取締役 | 藤 森 行 彦 | フジモリ産業㈱代表取締役会長兼社長 |
| 取締役上席執行役員 | 佐 藤 道 彦 | 管理部門管掌兼総務部長 |
| 取締役 (監査等委員) | 坂 井 学 | |
| 取締役 (監査等委員) | 張 秋 華 | ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授 |
| 取締役 (監査等委員) | 小 林 英 三 | 日本証券金融㈱執行役会長 |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・坂井学氏は、研究開発及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
 - ・張秋華氏は、国際的金融業界の経験者として培われた高度な専門的知識を有しております。
 - ・小林英三氏は、金融業務及び会社経営における長年の経験と見識を有しております。
3. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員の選定をしておりません。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の概要

当社と取締役 (監査等委員) 坂井学氏、張秋華氏及び小林英三氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社が過半の株式を保有する関係会社の役員（取締役、監査等委員である取締役、監査役等及び契約後に就任したものを含みます）

ロ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

ハ. 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求をうけることによって生じる事のある損害について補填するものであります。

ニ. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、役員報酬規程等に基づいていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

- 1) 企業理念の実現に向けた持続的な企業価値向上へのインセンティブの高い報酬体系とする。
- 2) 業績及び中長期的な企業価値と連動する報酬とし株主との価値共有を図る。
- 3) 各取締役の役割や責任を踏まえた適正な報酬水準で「透明性」と「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

【報酬についての考え方】

- 1) 業務を執行する取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」と中長期的なインセンティブとしての株式報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成し会社業績並びに職責や成果を反映した報酬体系とします。

- 2) 社外取締役及び非常勤取締役、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬「月額報酬」のみで構成します。
 - 3) 報酬額は株主総会にて決議された報酬限度額範囲内とします。
 - 4) 報酬水準は、同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業のベンチマークを踏まえ、当社業績等を反映し役位役割に応じた報酬を外部専門機関の調査、助言をもとに監査等委員である取締役と検討し取締役会で決定します。監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会にて検討し決定します。
 - 5) 報酬制度設計は、事業規模や環境変化、当社業績等を反映した役位役割に応じた役員の報酬を外部専門機関の調査、助言や監査等委員である取締役との検討を行い、役員報酬規程等を取締役会にて決議して定めます。
- a. 基本報酬に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬にて監督報酬と執行報酬に区分して役位役割に応じ、当社の事業規模、経営環境等から適正な水準を設定します。
 - b. 業績連動報酬等に関する方針
賞与は、業績目標（KPI）及び企業価値・株主価値向上に対する項目を反映した算定基準に基づき目標達成度を指標として金額を算定します。
 - c. 非金銭報酬等に関する方針
中長期業績連動報酬（株式報酬）として、経営計画の達成度や企業価値の向上に資することを目的として、業務を執行する取締役に対し、譲渡制限付株式の付与を取締役会にて決議し決定します。任期満了前の退任等の合理的理由がある場合を除き、制限未解除の本割当株式は会社が無償で取得します。
 - d. 報酬等の決定の委任に関する事項
 - i. 代表取締役社長は、役員の報酬規程等に基づき各取締役の基本報酬の額及び評価等についての委任をうけ、各取締役の担当事業等の業績等を踏まえた賞与の評価配分を決定します。
 - ii. 取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員の報酬規程等の審議を行い、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該規程の内容に従って決定します。なお、株式報酬は、法令、株主総会での決議に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

□. 取締役の報酬等の総額

| 役員区分 | 支給人員 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | |
|----------------------------|------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|----------|
| | | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | 退慰労金 |
| 取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 9名 (-) | 245 (-) | 163 (-) | 32 (-) | 49 (-) | - (-) |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 3名 (3) | 21 (21) | 21 (21) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 合計 (うち社外役員) | 12名 (3) | 267 (21) | 185 (21) | 32 (-) | 49 (-) | - (-) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結ベースの売上高、営業利益等で、その実績は連結計算書類に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は成長軸の強化、積極的な投資の促進、並びに利益確保の点からであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績連動支給率を乗じたもので算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であり、割り当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額(基本報酬及び業績連動報酬等)は、2016年6月17日開催の第86回定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役は3名)です。
また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第91回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内(社外取締役及び非常勤取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く)の員数は7名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第86回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長布山英士に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、役員の報酬規程等を取締役会にて審議を行い定めており、委任された内容の決定にあたっては、代表取締役社長が当該規程に従い決定していることを取締役会にて確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 社外取締役小林英三氏は日本証券金融株式会社の執行役会長であります。
 日本証券金融株式会社と当社の間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況 | | 発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----------------------|----------------|------------------|--|
| | 取締役会 (全15回) | 監査等委員会 (全13回) | |
| 取締役（監査等委員） 坂 井 学 | 100% (15回) | 100% (13回) | 研究開発及び企業経営における長年の経験と幅広い見識に基づき、取締役会においてその意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員） 張 秋 華 | 100% (15回) | 100% (13回) | 国際的金融業界の経験で培われた経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員） 小 林 英 三 | 93% (14回) | 92% (12回) | 金融業務及び会社経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査等委員会においても、監査の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 38百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置づけております。利益の配分については、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本とし、業績の伸展状況に応じて、配当性向・株主資本配当率等を勘案して実行してまいります。

内部留保については、財務体質の強化、持続可能な社会実現への取り組みや既存事業の基盤強化、新事業創出に向けた研究開発費や設備投資など有効に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 81,804 | 流動負債 | 31,345 |
| 現金及び預金 | 11,232 | 支払手形及び買掛金 | 21,978 |
| 受取手形 | 4,878 | 短期借入金 | 1,112 |
| 売掛金 | 27,845 | 未払金 | 3,791 |
| 契約資産 | 1,293 | 未払法人税等 | 681 |
| 有価証券 | 19,389 | 契約負債 | 340 |
| 商品及び製品 | 5,789 | 賞与引当金 | 1,302 |
| 仕掛品 | 2,192 | 役員賞与引当金 | 91 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,303 | その他の | 2,047 |
| その他の | 2,911 | 固定負債 | 7,814 |
| 貸倒引当金 | △31 | 長期借入金 | 875 |
| 固定資産 | 46,635 | 繰延税金負債 | 68 |
| 有形固定資産 | 39,985 | 退職給付に係る負債 | 4,811 |
| 建物及び構築物 | 17,963 | 役員退職慰労引当金 | 576 |
| 機械装置及び運搬具 | 8,716 | その他の | 1,481 |
| 工具、器具及び備品 | 888 | 負債合計 | 39,159 |
| 土地 | 8,443 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 2,711 | 株主資本 | 78,544 |
| その他の | 1,262 | 資本金 | 6,600 |
| 無形固定資産 | 890 | 資本剰余金 | 6,498 |
| のれん | 210 | 利益剰余金 | 66,780 |
| その他の | 680 | 自己株式 | △ 1,335 |
| 投資その他の資産 | 5,758 | その他の包括利益累計額 | 3,520 |
| 投資有価証券 | 4,116 | その他有価証券評価差額金 | 1,197 |
| 繰延税金資産 | 810 | 為替換算調整勘定 | 2,269 |
| その他の | 845 | 退職給付に係る調整累計額 | 53 |
| 貸倒引当金 | △13 | 新株予約権 | 386 |
| 資産合計 | 128,440 | 非支配株主持分 | 6,829 |
| | | 純資産合計 | 89,281 |
| | | 負債純資産合計 | 128,440 |

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 129,364 |
| 売上原価 | | 103,653 |
| 売上総利益 | | 25,711 |
| 販売費及び一般管理費 | | 19,828 |
| 営業利益 | | 5,882 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 70 | |
| 受取配当金 | 230 | |
| その他 | 707 | 1,008 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 46 | |
| その他 | 15 | 62 |
| 経常利益 | | 6,828 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 16 | |
| 投資有価証券売却益 | 945 | 962 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 固定資産除却損 | 48 | |
| 減損損失 | 88 | |
| 投資有価証券売却損 | 0 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 9 | 147 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 7,643 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,898 | |
| 法人税等調整額 | 12 | 1,911 |
| 当期純利益 | | 5,731 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 877 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 4,854 |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 54,651 | 流動負債 | 22,122 |
| 現金及び預金 | 994 | 支払手形 | 977 |
| 受取手形 | 2,470 | 買掛金 | 16,204 |
| 売掛金 | 23,157 | リース負債 | 21 |
| 有価証券 | 19,389 | 未払費用 | 2,952 |
| 商品及び製品 | 2,791 | 未払受取金 | 845 |
| 仕掛品 | 1,732 | 前払受取金 | 85 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,579 | 賞与引当金 | 47 |
| 前渡金 | 53 | 役員賞与引当金 | 924 |
| 前払費用 | 273 | その他の引当金 | 32 |
| 短期貸付金 | 31 | その他 | 32 |
| 未収入金 | 357 | 固定負債 | 4,637 |
| 未消費税等 | 361 | 長期借入金 | 700 |
| その他の金 | 460 | リース負債 | 236 |
| 貸倒引当金 | △1 | 退職給付引当金 | 3,314 |
| 固定資産 | 38,631 | 役員退職慰労引当金 | 241 |
| 有形固定資産 | 25,284 | 資産除去負債 | 88 |
| 建物 | 12,172 | その他 | 57 |
| 構築物 | 114 | 負債合計 | 26,760 |
| 機械及び装置 | 5,384 | (純資産の部) | |
| 車両運搬具 | 22 | 株主資本 | 64,960 |
| 工具、器具及び備品 | 696 | 資本金 | 6,600 |
| 土地 | 4,927 | 資本剰余金 | 7,687 |
| 建設仮勘定 | 1,748 | 資本準備金 | 7,654 |
| リース資産 | 219 | その他資本剰余金 | 32 |
| 無形固定資産 | 229 | 利益剰余金 | 52,007 |
| ソフトウェア | 220 | 利益準備金 | 477 |
| その他 | 8 | その他利益剰余金 | 51,530 |
| 投資その他の資産 | 13,116 | 土地圧縮積立金 | 908 |
| 投資有価証券 | 2,908 | 固定資産圧縮積立金 | 556 |
| 関係会社株式 | 9,208 | 別途積立金 | 11,310 |
| 長期貸付金 | 0 | 繰越利益剰余金 | 38,754 |
| 繰延税金資産 | 558 | 自己株式 | △1,335 |
| その他の | 440 | 評価・換算差額等 | 1,174 |
| 資産合計 | 93,282 | その他有価証券評価差額金 | 1,174 |
| | | 新株予約権 | 386 |
| | | 純資産合計 | 66,522 |
| | | 負債純資産合計 | 93,282 |

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 75,480 |
| 売上原価 | | 61,507 |
| 売上総利益 | | 13,973 |
| 販売費及び一般管理費 | | 12,766 |
| 営業利益 | | 1,206 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 15 | |
| 受取配当金 | 957 | |
| その他 | 201 | 1,174 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2 | |
| その他 | 37 | 40 |
| 経常利益 | | 2,340 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 投資有価証券売却益 | 945 | 947 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 30 | |
| 減損損失 | 42 | |
| 投資有価証券売却損 | 0 | 73 |
| 税引前当期純利益 | | 3,214 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 614 | |
| 法人税等調整額 | △18 | 595 |
| 当期純利益 | | 2,619 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

藤森工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 葛 貫 誠 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島 藤 章 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤森工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤森工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

藤森工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 葛 貫 誠 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島 藤 章 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤森工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

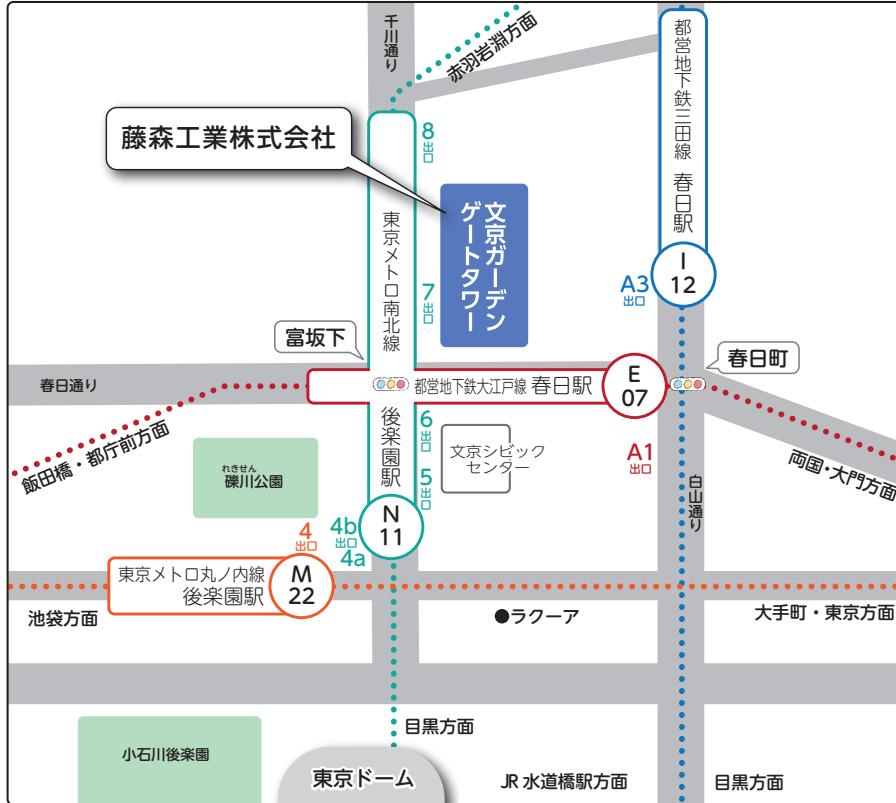
藤森工業株式会社 監査等委員会
監査等委員長 坂井 学 ㊞
監査等委員 張 秋華 ㊞
監査等委員 小林 英三 ㊞

(注) 監査等委員長 坂井 学及び監査等委員 張 秋華、小林 英三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第93回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都文京区小石川一丁目1番1号
 文京ガーデン ゲートタワー 22階
 藤森工業株式会社 本社



最寄駅… 東京メトロ丸ノ内線 後楽園駅 地下7番出口直結・4b出口徒歩約1分
 東京メトロ南北線 後楽園駅 地下7番出口直結
 都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅 地下7番出口直結



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。